# 第 253 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 11 月 25 日(火) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 30 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 ( 36名 )

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 恩田 洋一 | 2番 石原 隆幸 | 3番 藤原 寿成 | 4番 藤原 康正 |
| 5番 岩田 孝史 | 6番 古田川光彦 | 7番 永濱 孝之 | 8番 安部 治美 |
| 11番 藤原 克己 | 12番 和久利 勝 | 13番 石原 敬士 | 14番 和久利 健 |
| 15番 立石 覚 | 16番 大坂 茂 | 17番 安部 傭造 | 18番 金倉 弘美 |
| 19番 藤井 卓 | 20番 八澤 幹夫 | 21番 森合 健一 | 22番 藤原 昭則 |
| 24番 佐藤 昌利 | 25番 石原 宏二 | 26番 賀元 亨 | 28番 藤原 修 |
| 30番 山田 幸則 | 31番 白名 貴美子 | 32番 嵐谷 行徳 | 33番 新田 昭喜 |
| 35番 浅野 保男 | 36番 川西 雄二 | 37番 小池 俊彦 | 38番 堀尾 敏久 |
| 39番 大塚 真人 | 40番 安部 秀男 | 41番 梅木 達也 | 43番 原田 二朗 |

4. 事務局又は説明者

| | | |
|---|---|---|
| 農業委員会 | 事務局長補佐 | 石原 ゆう子 |
| 農業振興課 | 農業生産・鳥獣係 | 堀尾 誠也 |

5. 欠席委員 (6名)

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 9番 | 石原 博 | 10番 | 高橋 正敏 | 23番 | 渡部 雅一 | 29番 | 藤原 功 |
| 34番 | 卜藏 秀夫 | 42番 | 松島 昭夫 | | | | |

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届出について
議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５号　農用地利用集積等促進計画の承認について（一括契約）
その他

7. 議事

| 発信者 | 議事要旨 |
|---|---|
| 事務局 | 皆様改めましておはようございます。<br>総会冒頭ですが、少しお話をさせていただければと思います。<br>10月の総会時に議案の方、保留させていただいた件でございます。事務局の方が事前にもっとしっかり調べておけば、こういったことがなかったわけですけども、大変申し訳ありませんでした。<br>本総会に議案として提出をさせていただいております。補足説明につきましては、事務局の方から対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。<br>会長よろしくお願いします。 |
| 議長 | はい。 |
| 事務局 | それとすみません。12月の定例会ですが、12月3日から17日の予定で開催されますが、本日議員会いうことで、そちらの説明がございまして、私の方これで失礼をさせていただきます。後ほど総会終わってからご説明させていただくところですが、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様については、来年7月が任期ということで先般の自治会長会ですとか、1月からの公募についてご説明させていただいたところです。12月の定例会において、今農業委員の定数が18名ということになっておりますが、農業委員さんの責務の方も増えてきたというふうなところですとか、あとは10月に島根県農業会議ですとか、女性会議の方から女性の農業委員登用ということで町長、会長に要請があったところです。女性委員さんを登用させていただきたいというふうなことも踏まえまして、定数を18名から19名、1名増というふうにしたいと考えております。<br>奥出雲町の農業委員につきましては、農地の面積ですとか、農業者数において国で上限が定められておりまして、上限が19名ということですので上限いっぱいというふうなところで進めていきたいというふうに考えております。<br>また総会後に、委員の皆様にもご説明させていただければというふうに思っておりますが、そういった流れがあることをまたご承知いただきまして、来年1月からの公募期間についていろいろとお取り計らいいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。<br>以上です。それでは会長よろしくお願いします。 |
| 議長 | 皆さん改めましておはようございます。<br>先日は視察研修に参加いただきましてありがとうございました。後で大坂農業振興部会長さんからご報告いただきたいというふうに思っております。参加された皆さんにとっては、大変意義深い研修になったという気がいたしております。<br>さて今年も残り35日余りとなりましたが、この時期になりますと、毎年重大ニュースが話題になるところでございます。今年の1位は多分大谷翔平の活躍じゃないかというふうに思っておりますが、米の価格の高騰や古古米ということを話題に上がっておりましたので、これも上位に入ってくるかなという気がしております。<br>また東北地方を中心にクマの被害も多数出ておりますので、これも上位かな、という気がしております。本日はこの後、堀尾さんからクマの生態について、またご報告いただきたいというふうに思っております。<br>皆様のお手元に資料を配っておりますが、これは先日 JA の運営委員会でもらった資料でございます。米の集荷実績等でございます。見ていただきますと雲南地区の大東、加茂、木次、三刀屋等が非常に集荷数が少ないわけでございます。これ、どうしたことかなという話をしたところ、ほとんど二等、三等の間が多いということで、三等米等を高く買う業者の方で、米が流れたんじゃないかということでございました。幸い奥出雲町、仁多、横田につきましては、上位等級率が90%近くあるということで、皆さんの努力に感謝するところでございます。来年からはどうなるか分かりませんが、どうぞお元気で健康で稲作りをしていただきたい、というふうに思っております。<br><br>それでは総会に入らせていただきます。座ってさせていただきます。<br>ただいまより、第253回奥出雲町農業委員会を開会いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第8条の定めにより本日の出席者の報告をいたします。本日の欠席者は、9番 |

| | |
|---|---|
| 議長 | 石原委員、10番高橋委員、出席者は18名中16名です。よって過半数に達しており、本日総会は成立いたします。なお推進委員は、欠席者は4名、出席者は20名です。<br>次に奥出雲町農業委員会規則25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、4番藤原委員、5番岩田委員にお願いいたします。<br>本日上程いたします議題は、報告第1号を日程1とし、その他まで順次上程いたします。ご審議よろしくお願いいたします。<br>それでは報告1号、農地法第18条第6項の規定による届出について、を上程いたします。 |
| 事務局 | 1ページをご覧ください。<br>報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和7年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。<br><br>番号1、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積615㎡。賃貸人氏名　▲▲▲▲、住所　■■■■番地。賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和7年10月20日。解約の理由　賃借人の△△△△さんのご逝去により、ご遺族の方と話し合いの上、合意解約となりました。<br><br>番号2、農地の所在　◎◎□□□□番、1筆、▽▽▼▼▼▼番、ほか2筆。合計4筆になります。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合計5，586㎡。賃貸人氏名　▲▲▲▲、住所　■■■■番地。賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和7年10月26日。解約の理由　双方の合意による。<br>以上です。 |
| 議長 | 事務局説明が終わりました。報告事項でございますので、質疑、承認等は行いません。<br>次に、議案第1号、非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。<br>事務局説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | まず議案第1号から、次に出てきます議案第2号につきましては、冒頭の課長の説明でもありましたように、本人様たちからの申請があった際に、事務局の方でそこが耕作できる農地であるかどうか等の確認が不足しており、委員の皆様には大変ご迷惑とご負担をお掛けして申し訳ございませんでした。農地について整理して、今回議案を上程させていただきます。<br><br>議案1号、農地法第2条1項の規定により下記農地の非農地証明申請があったので、意見を求める。令和7年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。<br><br>番号1、農地の所在□□□□番ほか6筆。地目は、登記簿は田と畑、現況は原野と山林です。面積639㎡他で計2，396㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　○○○○、▲▲▲▲にお住まいです。非農地の理由　耕作不便のため耕作を放棄した。現在原野化、山林化している。資料1の①から④に地図を載せておりますので、ご覧ください。<br>現地調査につきましては、11月2日に◎◎◎◎地区の農業委員推進委員の3名全員と事務局で実施しました。1筆、□□□□番は割と■■■■の近くにあって、原野で低木生い茂っているような状態でした。他の農地については地図をつけておりますが、ほぼ山林化しておりましたので、耕作はできないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議長 | 事務局説明あわせて補足説明がありました。先月保留した案件でございますが、質疑ございませんか。<br>（なしの声）<br>承認することに異議ございませんか。<br>（はいの声） |

| | |
|---|---|
| 議長 | 承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号１について、承認することに決しました。<br><br>次に議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請について、を上程いたします。<br>これは先月保留した案件でございますので、事務局から説明をいただきます。事務局お願いいたします。 |
| 事務局 | ３ページをご覧ください。<br>議案第２号、農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。令和７年 11 月 25 日提出。奥出雲町農業委員会会長。<br><br>番号1、農地の所在　□□□□番ほか１筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は合計1,242㎡です。権利種別　3条無償移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●。対価無償。この農地については△△△△様の方に自分が耕作される、ということを確認しております。資料２に地図を載せておりますのでご覧ください。<br><br>本件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れはなく、権利取得後において行う工作など事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。したがって、農地法第３条第２項の許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | この案件はこういった案件でございますので、事務局より補足説明を行ったところでございます。質疑ございませんか。<br>（なしの声）<br>承認することに異議ございませんか。<br>（はいの声）<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号１について、承認することに決しました。<br><br>次に議案第３号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | ４ページをご覧ください。<br>議案第３号、農地法第４条第１項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和７年 11 月 25 日提出奥出雲町農業委員会会長。<br><br>番号1、農地の所在□□□□、1筆。地目は、登記簿/現況ともに畑。面積234㎡。申請人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲。転用目的、施設等は住宅。転用理由　隣接した土地に親が住んでいるが、二世帯にするには敷地に空きがなく、現在隣りにある畑を宅地にして平屋を建築するため。除地については、令和7年10月８日に公告されています。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。<br><br>番号2、農地の所在□□□□番ほか、5筆。地目は、登記簿/現況ともに畑。面積は合計277㎡。申請人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。転用目的　施設等は　駐車場、進入路。転用理由　駐車場が不足しており、新規で自宅近くに駐車場及び公衆用道路を設置するため。除地については、令和7年10月８日に公告されています。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 5ページをご覧ください。<br>番号3、農地の所在□□□□番ほか、1筆。地目は登記簿が畑、現況は道路。面積は合計416㎡。申請人氏名　◆◆◆◆法人○○○○、住所　▲▲▲▲番地。転用目的、施設等は、公衆用道路。転用理由　隣接する寺院駐車場への進入路として利用する。追認です。顛末書を読みます。<br><br>(以下顛末書)<br>○○○○が所有する□□□□と▼▼▼▼は、約20年前頃から寺院及び隣接する駐車場への進入路として利用しております。平成12年に、本堂・庫裡の新築・改築工事の話が持ちあがり、建設車両等の進入路が必要不可欠となりました。しかし当時は、寺院に直接往来できる道路がなかったため、当該地を含む場所に進入路を設置する工事が進められ、現在の状態となりました。<br>この度、寺院所有の土地を整理するにあたり、改めて調べましたところ、農地のままで残っていること分かり、正式に手続きを行うことになった次第です。もともとが農地であったにも係わらず、農地法による転用許可手続きをせず経過したことを誠に申し訳なく思っております。今後は法令を厳守し、このような不始末がないよう十分注意いたします。何卒、寛大な処理を賜りますようお願い申し上げます。<br><br>除地については、平成3年6月25日に公告されています。資料5に地図を載せておりますのでご覧ください。<br><br>農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 事務局説明が終わりました。<br>続いて補足説明に入ります。議案第3号番号1について補足説明を14番和久利さんお願いいたします。 |
| 14番 | はい。番号1につきまして、14番和久利が補足説明をさせていただきます。<br>先ほど説明が事務局よりがありましたが、地図が資料3の方に出ておりますけども、◇◇◇◇の車庫の手前の川、斐伊川の川沿いの所の土地ですが、○○○○さんの自宅がありまして、その隣に現在息子さんは住宅を借りて住んでおられますが、そこへ、隣接した自宅の畑の所へ住居を建てるという申請です。特段問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号1について、承認することに決しました。<br>次に番号2について補足説明を33番新田委員お願いします。 |
| 33番 | 番号2につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。<br>この畑は家の前にございまして、それをここに書いてあるとおり、駐車場等に転用をしたいということでございます。小さい畑ばかりでございますが、特に問題はないかと思っております。ご審議のほどよろしくお願いします。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号2について、承認することに決しました。<br>次に番号3について補足説明を43番原田委員お願いいたします。 |
| 43番 | 補足説明します。場所につきましては資料5に地図が載っておりまして、場所は◎◎◎◎の▼▼▼▼地内、県道から■■■■に向かう通路でございます。追認ということですが、以前からあった道路を拡張して車が出入りできるようにするというところで、他の農地への影響もないと思います。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号3について、承認することに決しました。<br><br>次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による。許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 6 ページをご覧ください。<br>議案第4号、農地法第5条11 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 7 年 11 月 25 日提出、奥出雲町農業委員会会長。<br><br>番号1、農地の所在□□□□番ほか、2筆。地目　登記簿は田と畑、現況は雑種地。面積は合計835㎡。権利種別　所有権移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。譲受人氏名△△△△、住所　■■■■番地。転用目的、施設等は、露天駐車場。申請理由　檀家及び観光客のための駐車場が不足しているため、申請地を取得して露天駐車場としたい。追認です。顛末書を読みます。<br><br>(以下顛末書)<br>当該地は、約10年前ごろから近隣にある△△△△の駐車場として貸出しをしております。近年、観光客が増えてきたことから、造成工事を行い、現在の状態となりました。土地がもともと農地であったのにも係わらず、転用許可手続きが必要であることを理解せず工事を行い、そのまま現在に至っておりました。<br>この度、私有地を寄附したいと考え改めて調べましたところ、現在も農地のままで残っていることが分かりました。今日まで手続きをせずに経過いたしましたことを、誠に申し訳なく思っております。今後はこのようなことがないよう、十分注意いたします。何卒寛大な処理を賜りますようお願い申し上げます。<br><br>対価は無償。除地については、令和7年10月8日に公告されています。資料6に地図を載せて |

| | |
|---|---|
| 事務局 | おりますので、ご覧ください。<br><br>番号2、農地の所在□□□□番、1筆。地目　登記簿/現況ともに田。面積231㎡。権利種別所有権移転。譲渡人氏名　譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。譲受人氏名　△△△△、住所　■■■■番地。転用目的　施設等は、露天駐車場。申請理由　申請地を取得して露天駐車場としたい。対価総額◇◇◇◇円。除地については、令和7年10月8日に公告されています。資料7に地図を載せていますので、ご覧ください。<br><br>許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。<br>以上、ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。<br>議案第4号番号1について41番、梅木委員お願いします。 |
| 41番 | 41番梅木が説明させていただきます。先ほど事務局の方からご説明があったとおりです。<br>近年、△△△△につきましては▽■▽■の件でいろいろと観光客も多くなる、また日頃については檀家さんの駐車場ということで、地図のとおり全く駐車場がなかったものですから、ここの持ち主だった▲△▲△というより、□■□■さんがそういったことをやったというような事情があります。<br>そういうことですけれども農地法に抵触していたということを反省もしてありますので、寛大な処理をお願いしたいと思います。以上です。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号1について、承認することに決しました。<br>次に、番号2ついて補足説明を43番原田委員お願いします。 |
| 43番 | はい、補足説明いたします。<br>場所は◎◎◎◎◎の▼▼▼▼地内でございまして、■◇■◇の現在の資材置き場駐車場の隣の場所でございます。他の農地への影響もないと思われますので、よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号2について、承認することに決しました。<br><br>次に議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)、を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 7ページをご覧ください。<br>議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年11月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 |
| 事務局 | 番号1、農地は□□□□地内3筆。面積は合計5，773㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10a当りの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。<br><br>番号2から番号4は受け手が同じです。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10a当りの賃借料は、全て玄米◇◇◇◇kg。<br><br>番号2、農地は、□□□□地内4筆。面積は合計6,029㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。以下は、ご覧のとおりです。<br><br>8ページをご覧ください。<br>番号3、農地は□□□□地内6筆。面積は合計8,660㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。<br><br>番号4、農地は、□□□□地内4筆。面積は合計7，328㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。<br><br>9ページをご覧ください。<br>番号5、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計4,436㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10a当りの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。<br><br>番号6、農地は、□□□□地内3筆。面積は合計3，776㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10a当りの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。<br><br>番号7、農地は、□□□□地内1筆。面積2，543㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　■■■■番地。10a当りの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。<br><br>10ページをご覧ください。<br>番号8、農地は、□□□□地内3筆。面積は合計6，720㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。貸借権の設定を受ける者　株式会社　△△△△、住所　■■■■番地。10a当りの賃借料は玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。<br><br>以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件、<br>・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。<br>・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。<br>の、要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 事務局説明は終わりました。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | 続いて、補足説明に入りたいと思います。議案第5号番号1について、25番石原委員お願いします。 |
| 25番 | 失礼します。1番について25番石原が補足説明をさせていただきます。<br>これ○○○○さんの田んぼですが、位置的には国道432号線の、◆◆◆◆の向かいにあります◇◇◇◇ですね。◇◇◇◇の真ん前で本宅がありまして、その本宅の後ろ、ですので◆◆◆◆と本宅の間ぐらいに田んぼが1筆あります。あとの2筆は○●○●の後ろですね、ここに二筆並んでおりまして、機構法の新規ということですが、△△△△さんも今まで作っておられますので、何ら問題はなかろうかと思いますので、検討よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号1について、承認することに決しました。<br>次に番号2、番号 3、番号4につきましては受け手が同じでございますので、続けて補足説明を24番佐藤委員お願いします。 |
| 24番 | 24番佐藤が2、3、4について補足説明したいと思います。ここに書いてあります○●○●さん、◇◆◇◆さん、▼▽▼▽さんにつきましては、今までも耕作をしておられまして、契約は更新となっておりますけれども、機構法の新規ということで今までどおりということで。それで田んぼにつきましては同じ◎◎◎◎自治会の中にあるもので、まだ年齢も若いですし、家族の方もやっておられまして大丈夫だと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願いしたいと思います。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>番号2、番号3、番号4、質疑、承認、2つしてよろしいでしょうか<br>(はいの声)<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)<br>承認することに異議ございませんか。<br>(はいの声)<br>番号2、番号3、番号4、承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号2、番号3、番号4、について承認することに決しました。<br>次に番号5については、補足説明を39番大塚委員お願いします。 |
| 39番 | 番号5について39番大塚が補足説明させていただきます。<br>場所でございますが、□◆◇■の▽▲▽▲地内でございます。新規とございますが中間管理機構を介したもので、本来は継続となっております。何ら問題はないと思われます審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | （なしの声）<br>承認することに異議ございませんか。<br>（はいの声）<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員。よって番号5について、承認することに決しました。<br>次に番号6について補足説明を41番梅木委員お願いします。 |
| 41番 | 41番梅木が説明させいただきます。<br>6番も同じく機構法に移行したということでの新規になってますけれども、従前から作っている契約でございますので。以上です。よろしくお願いします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>（なしの声）<br>承認することに異議ございませんか。<br>（はいの声）<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号6について承認することに決しました。<br>次に番号7について、補足説明を41番梅木委員お願いします。 |
| 41番 | 7番につきましても機構法への移行ということで、こちらの方は同じ集落の中でこの賃貸人の○○○○さんは7筆ほどありますけれども、集落で分け合って耕作しているということですので、何も問題ないと思います。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>（なしの声）<br>承認することに異議ございませんか。<br>（はいの声）<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。<br>挙手全員、よって番号7について承認することに決しました。<br>次に番号8について、補足説明を43番原田委員お願いします。 |
| 43番 | 8番について補足説明します。<br>場所は◎◎◎◎◎の◇▲◇▲地内ですね。県道からすぐそばの田んぼ、続いておりまして3枚ございます。△△△△さんは今までもいろんなところで集積をされておりまして、地域の担い手でございます。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 補足説明が終わりました。<br>続いて質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>（なしの声）<br>承認することに異議ございませんか。<br>（はいの声）<br>承認することに賛成の委員の挙手を願います。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | 挙手全員、よって番号8について承認することに決しました。<br><br>次にその他について事務局の方から説明をお願いします。 |
| 事務局 | （事務局より事務連絡）<br>（1）12/25 町長との意見交換会について<br>（2）11/11～12　農業委員会視察研修報告（愛媛県大洲市徳島県阿南市）について大坂農業振興部会長より報告。 |
| 大坂委員 | 失礼します。<br>11月の11日、12日研修があり参加しましたので、その報告をさせていただきます。座ってさせていただきます。お手元に写真をつけてもらっていますが、それを見ながら説明を聞いてもらいたいと思います。<br>11日に沖野順一氏の講師のもと、水稲におけるスマート農業導入をテーマに直進アシストトラクターや水田センサーの導入、食味数量センサー、コンバイン補助管理システム、ドローンの活用の事例がされた写真でございます。参加した農業委員、推進委員の皆さんとそのようなことを学んで帰ったところでございます。写真を見てくださいませ。熱心に沖野さん、説明をしていただきました。<br>それから、下の写真でございますが、新規就農者支援事業について大州市役所農林水産部農林振興課の原田主事様より話を伺いました。人口減少及び高齢化による担い手の労働不足を解消するために、移住者の機会等支援、担い手支援、スマート農業推進モデル事業等の支援をしているというような説明がございました。<br>次に11月の12日の研修でございますが、日和ファームの研修でございます。その様子が一番下の写真でございます。日和ファームは、有機農業による水稲栽培を中心に、化学肥料や農薬を一切使わない安全安心な米作りを行っておられました。また、米粉製品や米粉パンへの加工販売し、6次産業化も取り組み、農地保全活動や生物多様性保全活動にも力を入れておるということでございました。奥出雲町でも、有機農業に１人でも多くの方が取り組んでもらえば良いなという感想を持ちました。<br>感想でございますが、2日間の研修に参加して委員の皆様方とコミュニケーションができ、様々な話し合いができたこと、事務局との信頼関係がさらに深まったことは大きな成果であったと思いました。以上で感想等報告とさせていただきます。ありがとうございました。 |
| 事務局 | （事務局より事務連絡）<br>（1）11/13 島根県女性協議会研修会の報告について （出席：白名貴美子農地利用最適化推進委員、事務局石原）<br>（2）10/30 若桜町農業委員会、11/18 京丹波町農業委員会の視察研修受入れの報告について<br>（3）11/27～11/28 全国農業委員会代表者集会への参加について（出席者の報告：金倉会長、渡部書記）<br>（4）12/20 世界農業遺産認定記念シンポジウムの開催について<br>（5）令和８年度奥出雲町農業委員会改選について<br>（6）中間管理機構「中間管理事業について」のリーフレット配布<br>（7）農業振興課　農業生産・鳥獣係　堀尾より説明「ツキノワグマの被害を防ぐために（ビデオ上映あり） |
| 議長 | 今いろいろ説明がございましたが、ご質問等ありましたら、後で結構ですので言っていただければと思います。<br>それから私、今度27日から東京へ行って参りますが、国会議員の要請活動がございますので、要請活動に言ってほしいことがございましたら、時間がありますのでまた言っていただければと思 |

| | |
|---|---|
| 議長 | います。<br>それでは本日の総会は終了いたします。<br>来月は12月25日木曜日9時からここで行います。<br>本日はありがとうございましした。 |